

岡山市における被虐待児童死亡事例
検証報告書

令和4年10月

岡山市児童福祉審議会
児童処遇専門分科会

目 次

はじめに	1
I 検証について	
1 検証の目的	2
2 検証の方法	2
3 用語の説明	3
II 事例の概要等	
1 事例の概要	4
2 児童及び家族の状況	4
3 関係機関の関与の状況	5
III 調査によって明らかとなった事実と課題	
1 本事例における市虐待対応機関の対応について	12
2 児童虐待に対応する市の組織及び人員、関係機関との連携	22
IV 再発防止に向けた提言	
1 組織・人員体制の見直し、職員の資質向上、スーパーバイザーの配置、多様な職種の利用方法	32
2 状況に応じた適切なアセスメントを行う体制	34
3 状況を把握し、適切な支援を行うための関係機関による情報共有及び連携のあり方	35
4 国への提言並びに社会全体で取り組むべきこと	37

<参考資料>

- 1 岡山市児童福祉審議会児童処遇専門分科会委員名簿
- 2 検証会議の開催経過
- 3 岡山市児童福祉審議会条例

はじめに

令和3年9月、岡山市において、6歳の女兒（以下「本児」という。）が自宅で窒息による低酸素脳症により意識不明の状態での病院に救急搬送されるという事態が発生し、本児はそのまま意識を取り戻すことなく、令和4年1月に亡くなった。その後の警察による捜査により、当該女兒がその母親（以下、単に「母親」というときは本児の母親を指す。）及び母親と交際中であった男性（以下「交際男性」という。）から虐待を受けていた事実が発覚し、母親及び交際男性は当初強要、後に逮捕監禁致死の容疑で逮捕され、同年3月に起訴された。

この事件が発生する以前から、岡山市こども総合相談所及び地域こども相談センターは、この家庭に対する数度の虐待通告があったことから関係機関と連携した支援を行ってきたが、結果として本児の命を救うことはできなかった。

市の関与があった中で、このような事態となったことは残念でならず、あらためて本児のご冥福をお祈りする。

本専門分科会は、こども総合相談所及び地域こども相談センターをはじめとする市の関係機関が行ってきた対応や支援について、その事実関係を把握するため資料の提出を求めるとともにヒアリングを実施し、今回の事例における問題点や課題を洗い出し再発防止に向けた検討を重ね、今後取り組むべき具体的な事項を提言として取りまとめた。

事例の事実関係を把握するため、ヒアリングにご協力いただいた関係機関の方々には、この場をお借りして深く感謝申し上げます。

検証にあたっては、事実関係について詳細なヒアリングを行った上で、事例の分析・検証を行ったが、本報告書においては、当事者のプライバシー保護の観点から、記載内容について制約した部分があることをお断りしておく。

岡山市においては、本報告書に示した再発防止に向けた取り組みについて、早期にかつ着実な実現に向けて努力されることを切に望むものである。

令和4年10月11日

岡山市児童福祉審議会
児童処遇専門分科会
副会長 中原 隆 志

I 検証について

1 検証の目的

令和4年1月、岡山市で発生した被虐待児童死亡事例について、事実を調査、把握した上で、発生原因等を分析等し、事件発生を防止できなかった要因についてあらゆる角度から検証を行い、今後、岡山市が再発防止に向けて務めるべき必要な事項について提言を行う。

なお、本検証は、再発防止策を検討するためのものであり、特定の組織や個人の責任の追及、関係者の処罰を目的とするものではない。

2 検証の方法

岡山市では、児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項に規定する重大な事例が発生した際は、岡山市児童福祉審議会に常設する児童処遇専門分科会において、再発防止に向けた検証を行うこととしており、当分科会において平成20年3月14日の厚生労働省局長通知「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」に基づき検証を行った。

具体的には、関係機関等から事例に関する情報の提供を求めるとともに、必要に応じ関係者からヒアリングを行い、情報の収集及び整理を行った。

その情報を基に事実関係を明らかにし、発生原因の分析を行うとともに、問題点や課題の把握と再発防止に向けた今後の方策について検討を行い、具体的な提言を取りまとめた報告書を作成した。

ただし、本事例については、逮捕・起訴された交際男性及び母親の公判が今後開始される予定であることから、当該公判で明らかとなる事実は含んでおらず、現時点での情報による検証であることを断っておく。

なお、プライバシー保護の観点から、会議は非公開としたが、審議の概要及び提言を含む報告書は市内関係機関、国（厚生労働省）、県等に公表することとする。

3 用語の説明

こども総合相談所（以下「市児相」という。）

岡山市における児童福祉法第 12 条に規定する児童相談所。

地域こども相談センター（以下「地こ相」という。）

児童虐待の防止等に関する法律第 6 条に規定された通告先としての市町村の役割を担うとともに、子ども家庭相談及び子ども虐待対応を行い、児童福祉法第 10 条の 2 に規定する子ども家庭総合支援拠点に位置づけられている機関。岡山市では市内 6 か所に設置している。

要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）

児童福祉法第 25 条の 2 に規定する要保護児童等への適切な支援を図ることを目的に地方公共団体が設置・運営する組織。地域の関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者等で構成される。

岡山市児童福祉審議会児童処遇専門分科会（以下「本検証委員会」という。）

岡山市児童福祉審議会に常設する専門的な事項を調査審議する専門分科会。

家庭女性相談員

女性の生活上の問題、家庭、子ども、夫婦間のトラブルなど様々な悩みについて相談に応じる職員。岡山市では地こ相に配置している。

子ども相談主事

岡山市におけるスクールソーシャルワーカー。いじめ・不登校・児童虐待などの問題を抱える児童・生徒に対応するため、学校を中心とした関係機関等との連携・調整を行う職員。岡山市では地こ相に配置している。

アセスメント

虐待ケースに関する情報を収集し、問題の発生原因を明らかにし、どう支援していくのかにつなげるための情報分析

リスクアセスメント

リスクについて情報を集め、支援に向けての評価をすること。

リスク評価基準

リスクアセスメント実施者によって評価結果が大きく異ならないようにすることを狙いとして、あらかじめ設定する判断指標

進行管理機関

ケース支援のマネジメント（ケースのアセスメント、支援計画の策定と支援の実施などの支援全体の推進・調整）に関する責任を担う機関のこと。各ケースの状況や緊急度に応じて市町村か児童相談所のどちらかが担う。

II 事例の概要等

1 事例の概要

令和3年9月25日、岡山市において、本児が窒息による低酸素脳症により意識不明の状態で見送られ、令和4年1月12日に死亡した。

その後、母親及び交際男性が、同年2月9日、本児を両手鍋の中で立たせ続けたなどの強要容疑で逮捕され、さらに同年3月2日、本児に布団を巻き付け放置し低酸素脳症の傷害を負わせ死亡させたとする逮捕監禁致死の容疑で再逮捕、捜査の結果、同年3月23日に逮捕監禁致死、強要罪で起訴された。

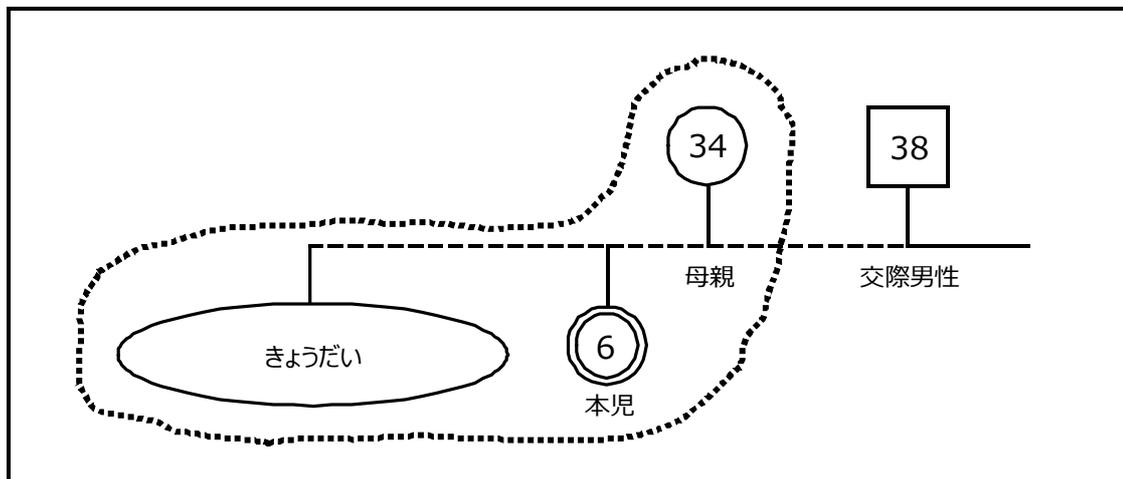
本家庭については、平成31年3月の虐待通告から市児相及び地こ相が支援対応を行ってきており、令和2年9月には本児を一時保護したこともあったが、本児の命にかかわるような虐待がなされる危険性までは察知することができなかった。

2 児童及び家族の状況

本児（6歳） 認定こども園園児

母親（34歳） 無職

※本児と母親、きょうだいで生活



※年齢は最終虐待通告時（令和3年9月27日）

※プライバシーの保護のため関係図は省略している。

3 関係機関の関与の状況

年月日	内 容	
	市児相	地こ相
H30. 12. 21		岡山市へ転入 A県B市から岡山市中区へ母親、 きょうだい、本児が転入。
H31. 3. 18 【虐待通告】		虐待通告 本児の保育園の入園手続きができていない。また、家のごみ屋敷のようになっており養育状況が心配。
同日		来所面接（母親・本児） 養育及び医療サービスの相談。
H31. 3. 19		緊急受理会議 要対協の管理ケースとして調査を決定。
H31. 3. 27		支援検討会議 学校、保健センターと連携した支援を決定。支援レベル1
H31. 4. 15 【虐待通告】	関係機関から虐待通告 本児が家に出入りしている男性から叩かれている疑いがあるとの通告。	
H31. 4. 16 【虐待通告】	通告者へ電話による調査 通告元の関係機関へ詳細な内容について再確認。	関係機関から虐待通告 本児が家に出入りしている男性から叩かれている疑いがあるとの通告。
同日	緊急受理会議 ・家族状況確認 ・きょうだいの所属集団へ情報収集 ・通告者への虐待内容等の再確認等	
同日	中区福祉地区実務者会議 同右	中区福祉地区実務者会議 虐待通告を報告
同日	中区地こ相より電話連絡 通告元の関係機関より聴取した内容の共有。	通告者へ電話による調査 通告元の関係機関へ詳細な内容について再確認。
H31. 4. 17	C小学校訪問（母親・本児面接） 中区地こ相職員とともに母親と面接し本児を確認。	C小学校訪問（母親・本児面接） 同左
H31. 4. 18	家庭訪問（母親と面接及び子どもたちの安全確認）	市児相から情報提供 左記の内容
R1. 5. 14	母親に電話連絡 家庭訪問の打診	市児相に電話連絡 状況の確認
R1. 5. 15		支援検討会議 きょうだいは、心理的虐待（DV・虐待の目撃）：支援レベル2、 本児は、身体的虐待：支援レベル2
R1. 5. 16	関係機関から電話連絡 本児を叱る際に男性が蹴った情報を得た。	関係機関より電話連絡 同左

年月日	内 容	
	市児相	地こ相
R1. 5. 16	家庭訪問（母親と面接及び子どもたちの安全確認） 今後も家庭訪問による様子伺いを提案すると、母親の拒否はなかった。	
R1. 5. 23		市児相に電話連絡 5月16日の家庭訪問の状況聴取。
R1. 6. 17	来所面接（母親・本児） 昨日、本児が迷子になり警察に保護された。本児は家から勝手に出ていくことがあり、何度注意しても理解せず困るとの相談。	
R1. 6. 18	中区福祉地区実務者会議 同右	中区福祉地区実務者会議 母親は調査のための訪問に不満を漏らすを受け入れ拒否はない。
R1. 6. 19 【虐待通告】	警察からの児童通告書を受理 ネグレクト（迷子：本児）	
R1. 6. 26		支援検討会議 状況報告
R1. 7. 3	虐待受理会議 虐待種別：ネグレクト（保護者以外からの身体的虐待） 虐待者：実母 支援レベル：2 警察共有あり	
R1. 7. 17		保育園担当から情報提供 本児の8月からのD認定こども園への入園が決定。
R1. 8. 19	来所面接（母親・本児） 本児へ心理面接等実施 家庭状況調査	
R1. 9. 17	中区福祉地区実務者会議 同右	中区福祉地区実務者会議 情報共有 家の周りは、以前訪問した時より荒れてきた。
R1. 11. 13		D認定こども園に定期調査 毎日、ほとんど登園している。
R1. 12. 17	中区福祉地区実務者会議 同右	中区福祉地区実務者会議 情報共有
R2. 2. 13		D認定こども園への定期調査 母親が自転車で送迎し、ほとんど休まず登園。
R2. 3. 17	中区福祉地区実務者会議 同右	中区福祉地区実務者会議 情報共有

年月日	内 容	
	市児相	地こ相
R2. 5. 19		D認定こども園への定期調査 4月20日の登園自粛からずっと欠席。本児の目の下にあざができていたことがあり、母親に尋ねたところ階段で滑ったとのことだった。
R2. 6. 16	中区福祉地区実務者会議 同右	中区福祉地区実務者会議 情報共有 ・本児は4月20日の登園自粛からずっとD認定こども園を欠席。 ・出入りする男性がいる。18時か19時くらいに来て朝方までいることもある。 ・男性と母親は子どもたちを置いて晩に出かけている。本児は勝手に出歩くことがあるためか連れて行ってもらっている。
R2. 8. 19	D認定こども園へ定期調査	D認定こども園へ定期調査 ほとんど休まず登園。月に1回ほど母親の体調不良で休むことがある。
R2. 9. 3	虐待再評価会議 継続（ネグレクト、実母、レベル2） ・本児の登園状況は良好 ・母親による夜間放置、男性の出入りなど心配な情報があるが、母親は否認している。 所属による見守りと関係機関の情報収集、本児のけがが繰り返されれば一時保護を視野に入れた介入を検討する方針とした。	
R2. 9. 15	中区福祉地区実務者会議 同右	中区福祉地区実務者会議 情報共有
R2. 9. 24 【虐待通告】	虐待通告及び身柄付き一時保護（警察） 母親と男性が、本児を墓地に裸で立たせ叱責していたというもの。	
R2. 9. 25	緊急受理会議 ・児童の所属集団への情報収集 ・警察への虐待内容の再確認 ・関係機関への情報収集と協力依頼 ・本児の一時保護 ・母親及び交際男性と面接	市の関係機関から情報提供 本児が一時保護されている。 認定こども園へは連絡済み。 市児相から聞き取った内容の共有。
同日	警察に通告の状況確認	
同日	来所面接（母親） 通告内容及び生活状況の調査 本児の問題行動が多くなり対応に困っている。	

年月日	内 容	
	市児相	地こ相
R2. 9. 28	来所面接（母親・きょうだい） 生活状況調査、きょうだいの意見聴取	
R2. 9. 29	来所面接（交際男性） 通告内容及び生活状況の調査 家庭との交流頻度は、週に3～4回 で買い物の手伝いをしていると聴取。	
R2. 10. 1	本児の心理面接 面接中、母親や家庭を求めて寂しがるような言動はない。	
R2. 10. 2	本児の意思確認 本児は家庭への帰宅を希望。母親や交際男性に対する印象などについて聴取。	市児相に電話連絡 交際男性との面談状況について聴取。
R2. 10. 5	所内協議（家庭引き取りについて） 家庭引き取りの方針を決定。今後は母親と男性との面接実施。	
R2. 10. 7	来所面接（母親） 本児の家庭引き取り。 母親に再度注意喚起。今後の面談（11月11日）等について了承を得る。	市児相から電話連絡 本児が家庭引き取りとなった。夜間放置が判明すると一時保護にもなりうることを示唆した。
R2. 11. 11	来所面接（母親と面接、本児の安全確認） 生活状況調査 本児が一人で勝手に鍵を開けて出ていくことが心配。 交際男性との交流は続いている。夜間放置はしていないと母親から聴取。	
R2. 11. 13		市の関係機関から電話連絡 母親から転居を考えているとの連絡があった。
同日		D認定こども園へ定期調査 母親の体調が悪い日と雨の日は休む。母親の体調が悪い時が多いよう。
R2. 11. 24	中区地こ相から聞き取り 12月には岡山市北区に転居することのこと。	市の関係機関から情報提供 北区への転居先等の情報を得る。
R2. 11. 27		母親へ電話連絡 転居後の地こ相への引継ぎについて一度同意を得るものの、その後拒否に転じる。
R2. 12. 15	中区福祉地区実務者会議 同右	中区福祉地区実務者会議 情報共有
R2. 12. 21		家庭訪問 転居の確認

年月日	内 容	
	市児相	地こ相
R2. 12. 23		支援検討会議（中区） 虐待種別の変更（身体的虐待からネグレクト）、支援レベルに変更なし（支援レベル2）
R3. 1. 8		転居に伴いケース移管 引継ぎのため家庭訪問するが不在。 その後、母親に家庭訪問を打診する が必要ないと拒否。
R3. 1. 12	母親に電話連絡（生活状況調査） 転居先の家庭状況調査のため、家庭 訪問を行うことを母親と約束した。	
R3. 1. 13		母親に電話連絡 中区地こ相から連絡。引継ぎ訪問日 の再調整をするが拒否。
R3. 1. 14		受理会議（北区中央） 引継ぎ訪問調査の日程を調整中
R3. 1. 19	中区福祉地区実務者会議 同右	中区福祉地区実務者会議 平成 31 年 4 月の通告により本児を 身体的虐待（レベル2）、きょうだい を心理的虐待（レベル2）としていた が、令和 2 年 9 月に墓地にしつけと称 して連れて行き一時保護、また、夜間 放置もあり、子どもたちに対して適切 な養育ができていないといえずネグ レクト（支援レベル2）に種別変更。
同日		母親に電話連絡 中区地こ相の前担当者から母親へ 連絡。母親は引継ぎ訪問に対して拒 否。今回、引継ぎ訪問はしないが、こ れまで関わっていたことは新しい担 当者に伝えておくと母親へ伝える。
R3. 1. 21		支援検討会議 状況報告
R3. 1. 25	家庭訪問（母親と面接） 転居後の生活状況調査 本児は近隣の幼稚園へ2月から転 園予定。本児が勝手に家を出ていく ことが続いている。本児を連れ出して叱 ったり、子どもたちを夜間放置しては いない。交際男性との交流は週2～3 回程度続いている。次回の母子来所面 接を母親と約束する。	
R3. 1. 28		支援検討会議 これまでの経緯や交際男性とのつ ながりも継続しているため、引き続き ネグレクト（支援レベル2）で登録。

年月日	内 容	
	市児相	地こ相
R3. 1. 29	交際男性に電話連絡 生活状況調査・注意喚起 転居後も週2～3回程度の交流。 本児を連れ出すことはない。危険な行動をするときのみ注意している。	
R3. 3. 2	北区中央福祉地区実務者会議 同右	北区中央福祉地区実務者会議 情報共有
R3. 4. 15	来所面接（母親・本児） 生活状況調査・本児と心理面接。 本児は交際男性について、叩かれることは無いと話すが、怖がっている様子がうかがわれた。 交際男性との交流は週に2～3回、と母親から聴取。	
R3. 6. 1	北区中央福祉地区実務者会議 同右	北区中央福祉地区実務者会議 情報共有
R3. 6. 22		関係機関から情報入手 きょうだいが朝食と夕食を食べさせてもらえていないとの情報が入る。
R3. 8. 16		E認定こども園への定期調査 現在は夏休み中。終業式までは、本児は変わりなく元気で、給食もよく食べる。
R3. 8. 17	母親へ電話連絡 近況調査及び家庭訪問の打診 夏休み中も特に変わったことはないとの聴取。	
R3. 8. 23	家庭訪問（母親と面接及び子どもたちの安全確認） 生活状況調査 本児は祖母宅に行っているとのこととで会えず。	
R3. 9. 2		関係機関から情報入手 夏休み明けにきょうだいの体重が共に3kg減っており、夏休み期間中に食事がない日が3日ほどあったという情報が入る。
同日		E認定こども園に電話連絡 緊急事態宣言での家庭保育の要請を受けて欠席しており、本児の様子は確認できていない。
R3. 9. 14	北区中央福祉地区実務者会議 同右	北区中央福祉地区実務者会議 情報共有

年月日	内 容	
	市児相	地こ相
R3. 9. 27		市の関係機関から電話連絡 母親から本児が「9月25日に自宅で意識不明で倒れており、医療機関に救急搬送された。」との連絡があった。本児の心不全によるもので、意識が戻らず危険な状態とのこと。
同日		E認定こども園より情報提供 本児は、緊急事態宣言中はずっと欠席していたが、9月16日に母親と本児が来園した。
同日	北区中央地こ相から電話連絡(情報共有) 市の関係機関から本児が9月25日に入院したとの連絡があった。	
同日 【虐待通告】	医療機関から電話連絡 令和3年9月25日に本児が救急搬送された。窒息による低酸素脳症が疑われる。	
同日	緊急受理会議 情報収集、虐待内容の再確認、警察への協力依頼、医療機関への一時保護委託、母親及び交際男性、きょうだいへの面接実施を決定。	
R3. 9. 28	警察に連絡	
同日	本児を一時保護委託 きょうだいを一時保護。	
同日	母親・交際男性と面接 一時保護を告知。	
R4. 1. 12	本児死亡	

Ⅲ 調査によって明らかとなった事実と課題

平成 28 年 6 月 3 日に公布された改正児童福祉法では、その第 1 条で児童の権利に関する条約にのっとり子どもが権利の主体であることが明記され、さらに第 2 条では、子どもの最善の利益が優先されることが明記されている。したがって、子どもと家族への相談援助活動に当たる児童相談所及び市町村の虐待対応部署は、子どもの権利擁護の主体者であることを自覚する必要がある、とりわけ児童相談所は子どもの最善の利益のためにその権限を適切に遅滞なく行使する責任を担っていることを強く意識する必要がある。

こうした児童相談所等に求められる理念及び責務を踏まえ、岡山市子どもを虐待から守る条例（平成 30 年 12 月 20 日市条例第 80 号。以下「市条例」という。）では、基本理念として、第 3 条第 2 項に「子どもを虐待から守る施策は、子どもの最善の利益に配慮するとともに、子どもの安全を最優先に考えたものでなければならない。」と規定するとともに、市の責務として、第 4 条第 1 項に「市は、虐待の対応に当たっては、虐待を受けた子どもの安全を確保し、生命を守ることを最も優先しなければならない。」と規定している。

本事例では、平成 31 年 3 月の虐待通告から、本児、その家族、特に母親及び交際男性と、市児相及び地こ相をはじめとする様々な関係機関は、「関係機関の関与の状況」に示したとおり、必要な支援が受けられるよう対応に努めていた。

しかし、本児の死亡という最悪の結果となっており、市条例の基本理念や市の責務にのっとった対応が行われていたのかが問われている。

1 本事例における市虐待対応機関の対応について

そこで、本児を救うために何ができたのか、何が足りなかったのか、再び重大事例を発生させないためには、何が必要なのかという視点から、事実の調査を行い、浮かび上がった市虐待対応機関の対応の問題点を整理していった。

まず、委員の率直な問題意識として、

- ① なぜ親子分離ができなかったのか
- ② 虐待のリスク評価を上げなかったのは何が足りなかったのか
- ③ 母親に対する支援ができなかったのはなぜか
- ④ 交際男性へのアプローチが乏しかったのはなぜか

の 4 点が浮かび上がった。そのため、その問題意識に従って調査を行い、以下の結果となった。

①では、市児相が収集した資料から重大な虐待がなされていることを裏付けたり今後重大な虐待がなされることを予測したりすることができなかったことから、親子分離を根拠付けるだけの情報が得られず、親子分離が検討されていなかった事実が明らかとなった。

この事実からは、令和2年9月の本児が一時保護となった前後で、市内外の関係機関との情報共有に問題（事項Ⅲ 2 (4) 参照）があったこと、身柄付き一時保護の時点で警察との情報連携に問題（事項Ⅲ 2 (4) 参照）があったことが整理された。

さらに、一時保護解除後の在宅見守り支援の時点においては、市児相や地こ相の体制に問題（事項Ⅲ 2 (1) (2) 参照）があったこと、市のリスク評価基準に問題（事項Ⅲ 1 (1) 参照）があったこと、市児相や地こ相の支援方針に問題（事項Ⅲ 2 (3) 参照）があったことが整理された。

②では、市児相が交際男性を保護者と評価せず、母親によるネグレクトと評価していた事実が明らかとなった。

この事実からは、①でも挙げた市内外の関係機関との情報共有の問題（事項Ⅲ 2 (4) 参照）、市のリスク評価基準の問題（事項Ⅲ 1 (1) 参照）があったことが整理された。

③では、母親が市児相や地こ相の支援に対して拒否的であったため信頼関係を築けず、手厚い支援ができなかった事実が明らかとなった。

この事実からは、①でも挙げた市児相や地こ相の支援方針の問題（事項Ⅲ 2 (3) 参照）、市児相や地こ相の体制の問題（事項Ⅲ 2 (1) (2) 参照）、関係機関との連携の問題があったことが整理された。

④では、交際男性を保護者と評価しない視点が交際男性による虐待の危険性の認識を鈍らせ、交際男性へのアプローチが寡少となった事実が明らかとなった。

この事実からは、①と同様に、市児相や地こ相の体制の問題（事項Ⅲ 2 (1) (2) 参照）、市のリスク評価基準の問題（事項Ⅲ 1 (1) 参照）、市児相や地こ相の支援方針の問題（事項Ⅲ 2 (3) 参照）、市内外の関係機関との情報共有の問題（事項Ⅲ 2 (4) 参照）、警察との情報連携の問題（事項Ⅲ 2 (4) 参照）があったことが整理された。

これらの検証の中で明らかとなった問題点について、事実関係の詳細、背景や要因について次のとおり列記する。

(1) 状況変化や保護者のリスクに応じたアセスメント

一般的に市児相では、3歳未満または支援レベル3以上のケースは半年に1回、3歳以上でかつ支援レベル1または2のケースについては年に1回の虐待評価会議を開催しリスクアセスメントを行っている。

また、顕著な状況の変化を把握した場合は、随時リスクアセスメントを行うこととしている。なお、地こ相では、全登録ケースについて3か月に1回、要対協実務者会議に諮り、状況に応じ虐待評価の見直しを行っている。

本事例では、県外から転入し転居に伴う各種サービス受給の継続支援のため関わりを始めた時点、その後家庭に出入りする交際男性による暴力が疑われ介入した時点、本児が墓地に裸で立たされていたという通告を警察から受け一時保護した時点、その後北区に転居した時点、きょうだいの体重関連情報が入った死亡事件発生直前の夏休み前後等、本家庭の虐待リスクに係るアセスメントを見直す機会があった。

それぞれの時点において市児相及び地こ相がどのようにアセスメントしていたのかが問われた。

① 県外からの転入に伴い支援を開始した時点（平成31年3月）

地こ相と保健センターが関わり、転入前の自治体から虐待ケースとしての情報提供が無い中でアセスメントとなったが、母親との直接のやりとりを通して、母親の養育負担は大きいものの、ある程度家事ができていたことやサービス受給手続について自分で動いていた面もあったことから、放置すれば虐待が危惧される程度として「支援レベル1」と判断し各種手続の勧奨や支援を行っている。

転入前の自治体できょうだいが利用していた医療サービスについて、岡山市では母親や児童の状況から同様の医療サービスの導入は難しいと判断していたが、医療機関が転入前に受診していた医療機関から引き継いだ情報では保護者支援の必要性から導入された経過がうかがわれた。しかし、岡山市では母親や児童の状況から同様の医療サービスではなく、福祉サービスが適していると判断し支援したが結果として公的なサービス利用にはつながらなかった。

医療機関との情報共有が不足した結果として、地こ相及び保健センターの保護者に対するアセスメントが不十分となった面があったといえる。

転入時は転入前の自治体が保有する情報を含めて、関係機関と協議し必要な情報を収集した上でアセスメントを行い、支援方針を共有する必要がある。

② 交際男性からの暴力が疑われる通告への介入時（平成 31 年 4 月）

交際男性から本児への暴力が疑われるとの通告を受けて、市児相と地こ相の両機関で介入したが、通告元を秘匿する必要があることから、市から交際男性の存在に触れることができない状況で母親と面接したため、交際男性の存在やあざの原因を確認するまでに至らなかった。そのため、母親に対して、母親の子どもの養育への困り感に対応するスタンスで家庭訪問等を通して相談できる関係の構築に努める方針としていた。

この時点で、地こ相は本児に対する交際男性による「身体的虐待・支援レベル 2」、他のきょうだいについては虐待の目撃による「心理的虐待・支援レベル 2」の判断をしているが、市児相は引き続き調査を継続し、警察からの本児の迷子通告後に、母親による「ネグレクト・支援レベル 2」の判断をしている。

市児相のネグレクトの判断については、主に母親が「保護者以外の者による虐待を防ぐことができない」ことによるものである。地こ相が身体的虐待としているのは、交際男性について単純に保護者と同様の扱いをしたものであり、実際には交際男性が保護者であると判断すべき事情が得られていなかったことから、転居により北区へ引き継ぐ直前に修正されている。

この経過から、市児相と地こ相の間では、虐待評価について、平成 29 年 4 月 1 日から岡山市独自の虐待の要支援レベル基準「共通アセスメントツール」を活用し共通認識を持って支援方針の決定や役割分担を行うこととなっていたが、共通認識の形成に当該ツールが機能しなかったといえる。

交際男性からの暴力を母親の「ネグレクト」と判断したことについては本検証委員会においても疑問の声が出た。

保護者の交際相手等の扱いについては、本検証開始後の令和 4 年 4 月 18 日付で厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知「児童虐待対応における保護者の交際相手等への調査及び指導等の徹底について」が発出されている。

その内容は、保護者の交際相手や同居等の生活上の関わりが強く、児童の養育に一定の関与がある者を含め、児童虐待対応における調査・指導等の運用について、これまでも「子ども虐待対応の手引き」（平成 11 年 3 月 29 日付け児企発第 11 号厚生省児童家庭局企画課長通知）において示されていた事項を改めて徹底する趣旨のものであったが、状況に応じて交際相手を保護者として指導の対象とすることが可能とされている。

特に、生活保護や児童扶養手当等の公的給付を受給している世帯では、同居に近い形の者が実際にはいても、公的給付の受給要件に抵触すること

をおそれて、その存在を公にしないという可能性もあり得る。そのため、公的給付の受給要件を調査する福祉事務所等と情報共有しつつ交際相手の実態について情報収集し、適切なアセスメントを行う必要がある。

また、保護者以外からの虐待であればすべてネグレクトで同じ扱いなのかという疑問も委員から提示された。保護者以外からの虐待の方が深刻な事態に陥るケースも存在するため、ネグレクトと判断した場合でも具体的な危険性に応じて対応を検討していく必要があったといえる。

交際男性が関わる事例においては、保護者として指導の対象とする運用が可能であることを念頭に関係機関の協力を得ながら情報を収集し適切な評価を行う必要がある。

③ 墓地における事案により警察から通告を受け一時保護した時点（令和2年9月）

本調査において、市児相が保管する記録を精査すると、令和2年9月24日に岡山中央警察署から「母親と男性が、本児を墓地に裸で立たせ叱責していた」という虐待通告（以下「墓地事案」という。）に際して、同署から「裸で立たせるのは異常」「母親と男が口裏を合わせて嘘をついていたことも発覚しているのでこのまま帰すのは心配」「男からの報復がある可能性があり命が心配」「元々虐待家庭であり（きょうだい）全員を保護してほしい」などとの電話連絡があったことが判明した。

しかし、対応を検討した市児相は、本児の体にあざ等があるという報告はないこと、事案発生から概ね1日が経過していること、他のきょうだいはこの事件に直接関わっていないことから本児のみの一時保護としたということであった。

その後、本児、母親、交際男性及び本児のきょうだいから市児相が聴取を行ったところ、交際男性は本児が叱責の際に寒がったので服を着させたと話していること、母親や交際男性は反省した態度を示していることから、結果として、母親及び交際男性との面接を継続していくことを決定し、2週間後には一時保護を解除し家庭引き取りとしていた。本児を一時保護から更に進めて施設入所させるという親子分離については必要性を認めていなかった。

本検証委員会において、「墓地で裸にした児童を叱責した」行為に対する評価、虐待を行った交際男性に対する評価、母親の子どもの安全と育ちを守る力の評価、警察の通告に対する評価について、適切に実施できていたのかが問われた。

特に、虐待者として疑われた交際男性の存在が警察によって明らかにされたことは、これまでの虐待状況を含めた本家庭の状況を正確にアセスメントし直す絶好の機会であったと考えられた。

しかし、きょうだいの一時保護を行わなかったことが、交際男性や家庭状況に関するアセスメントに影響したことは否定できない。

一時保護所は常に多くの被虐待児が入れ替わり入所するなか、限られた職員で対応している状況があり、入所児童にとってもストレスがかかる環境である。市児相は、緊急性の有無に加えて、こうした保護所の状況と家庭を比較し、きょうだいの一時保護は行わず、本児のみの一時保護を判断したことが明らかとなった。

しかしながら、交際男性の関わりや子どもを守る力が弱い母親のリスク要因を考慮すれば、きょうだいの一時保護を行うべきであったと考えられ、一時保護所の状況に左右されて子どもの保護を躊躇することがあってはならない。

子どもに心配があれば躊躇なく一時保護が実施できるように、一時保護所のハード面及びソフト面を整備しておく必要がある。

また、警察からの一時保護要請の際、きょうだい全員を一時保護していれば、家庭の状況や交際男性の関与についてより多くの情報が得られていた可能性はあったが、本児及びきょうだいから聴取を行った市児相は、きょうだい全員の一時保護を行うまでの危険性を認識することはなかった。これに対し委員からは聴取の方法及びその内容が不十分だったのではないかとこの指摘があった。

被虐待経験により大人に対して不信感や恐怖感をもっていることから、意見を率直に表明することに抵抗がある子どもも多い実情も踏まえて、子どもの権利擁護の最後の砦である市児相としては、きょうだいと面接した際には、良好な家庭環境で養育されることは子どもの権利であること、意見を表明する権利があること、意見は尊重されることを発達年齢に応じて説明し知らせた上で、面接を試みるべきであった。

また、きょうだいの意見を十分に聴きとれていない背景には、市児相の業務負担が過重であり、一人一人の子どもに十分な時間をかけて対応することが難しいという事情もあることから、人員体制の強化にも引き続き取り組んでいく必要がある。

<p>子どもの安全安心を守るために躊躇なく一時保護が実施できるように、一時保護所を整備しておく必要がある。</p> <p>市の児童虐待防止に携わる職員一人一人が児童の権利擁護への理解を深</p>

めるとともに、一時保護所や社会的養護下の児童だけでなく、在宅で継続支援中の子どもに対しても意見聴取の仕組みの構築を図る必要がある。

本児の一時保護の解除に関して、市児相内では、母親と交際男性の面接を通して、今回の体罰の内容から衝動的に危険性の高い体罰を行っている可能性は否定できないという評価もあったが、結果として指導に従う姿勢を見せていたことから解除の決定を行ったことが明らかになった。

こうした経験から培われた専門職ならではの感性や感覚による評価を市児相全体で共有する場をもち、リスクアセスメントに活かせなかったのは残念であるとの意見が出された。

本事例では、市児相としての意思決定過程やその後の関係機関との連携において、リスク評価に関する市児相の専門職のアセスメントの所見が十分共有されなかったことに課題があったのではないかと委員から指摘があった。

また、「共通アセスメントツール」において、本件は「支援レベル4」には明確に該当せず、かつ、本児を全裸にした事実自体を母親や交際男性は否定し、客観的に裏付ける資料が不足していた。そのため、該当する項目で最も高いレベル2の判断に留まっていた。

しかし、委員からは本児を全裸にした等の交際男性の当該行動が事実であれば「本児にトラウマを与える重大な攻撃」「性的虐待」などと考える意見が出された。

児童福祉法で弁護士の配置が義務付けられ、市児相においては週に半日のペースで岡山弁護士会の弁護士が勤務している。しかし、本件については市児相から当該弁護士の意見は聴取されていなかった。

保護の方向性の一つとして親子分離を検討する場合、保護者が施設入所に同意しない場合には児童福祉法第28条の審判を家庭裁判所に申し立てる必要があるため、従来の基準では評価が困難であるが児童に対する危険が予測される場合、虐待が疑われるが資料が不足している場合等市児相職員だけでは判断に窮する場合には、専門家である弁護士に、当該審判が認められるに足る虐待の疑いがあるか、どのような資料収集が必要か等について意見を聴取することが必要であった。

いずれにしても、結果として、先の迷子通告時の母親による「ネグレクト・支援レベル2」の評価を見直していないことはリスクアセスメントとして不十分だったと指摘せざるを得ない。

要支援レベル基準に明文で記載されている項目に該当するかで機械的に

判断するのではなく、行為の危険性を実質的に判断することが必要と考えられる。

市児相の意思決定において所内の専門職によるアセスメントの所見を有効に活用するとともに、判断が難しい事案、既存のアセスメントツールに該当しない事案、さらなる資料収集が必要な事案等について、弁護士の意見を積極的に聴くことを推し進めるべきである。

また、一時保護解除にあたっては、個別ケース検討会議は開催されず、本ケースの進行管理機関であり、地域からの本家庭を心配する情報を報告していた地こ相に対して、事実経過の連絡は行われていたものの、一時保護による市児相の評価と今後の支援方針が丁寧に伝えられていなかった。一部の関係機関からは、本児のみの保護できようだいは保護されなかったこと、及び本児についても2週間の一時保護での引取りとなったことに心配を抱いたとの情報もあった。地こ相は、このような関係機関の情報を市児相とも共有し、一時保護解除前に母親と地こ相や地域の支援者との顔合わせを提案するなど状況の変化に応じて切れ目なく支援ができるよう在宅時の複数機関による支援体制を構築し、様々な角度から子どもの安全をモニタリングができる環境を整えておくべきであった。あわせて、進行管理機関の見直しの検討について市児相に提案すべきであった。

一時保護の前後には、関係機関からの意見も聴取する形で個別ケース検討会議を行い、保護の期間や支援計画等を入念に検討する必要がある。

後の経過を考えると、一時保護によって母親や交際男性の態度が硬化し、虐待が密室化した可能性も疑われる。十分な支援計画が練られていたか、その通りに進んでいたか、その通りに進まなかった場合は支援計画の見直しを想定しておく必要がある。

なお、児童福祉行政の対応として、交際男性を保護者として指導の対象とすることは可能だとしても、現実問題として、交際関係の実態把握には困難が伴い、指導の実効性についても児童相談所を含め児童福祉行政の対応には限界がある。他方、交際男性を保護者と評価しない場合、墓地事案は保護者でない第三者が本児を全裸にした事案として犯罪性を帯びるという発想も可能であるという指摘もなされた。墓地事案を含めて、本事例のような第三者による犯罪行為が疑われるケースにおいては、児童相談所と警察との密な連携が求められる。

④ 北区に転居した時点（令和2年12月）

墓地事案での一時保護後、母親は市児相の関わりには応じるものの、それまで支援を担ってきた地こ相や保健センターとの関わりを避けるようになった。

墓地事案の2か月後には市の関係機関に転居の話が入り、地こ相及び保健センターは、転居先である北区の担当への引継ぎを母親に打診するが母親は拒否し、結局、母親の同意を得られないまま、地こ相及び保健センターは北区へのケース移管を行わざるを得なかった。

このため、北区の地こ相では、直接介入は難しく所属見守りを行うこととし、市児相同様に母親による「ネグレクト・支援レベル2」の判断を行った。

転居時の母親の地こ相及び保健センターの関わり拒否については、市児相にも伝えられていた。そのため、この時点で進行管理機関を市児相に変更するという判断がなされてもおかしくはなかった。

しかし、実際には市児相としては自らのみがつながっている関係を維持すべきとの認識を強めてはいたものの、母親の支援機関の関わり拒否という態度について虐待評価や支援方針及び支援方法を見直すことはなく、進行管理機関についても拒否された地こ相のままとしていた。

さらに市児相は、母親との関係維持を優先するあまり、母親に対して交際男性に係る踏み込んだ調査を行っていなかった。結果、母親の支援機関の関わりを拒否する姿勢を放置したのと同様、交際男性について調査ができていない状況も放置することとなった。調査に協力的でない事実や調査できていない状況があること自体をリスク要因として、進行管理機関の変更、虐待リスクの再評価、支援方針の見直しをするべきであった。

保護者の支援を要するケースにおいて、関わり拒否という事態を招き、かつその状態から何ら有効な手段を講じなかったことは、市児相及び地こ相における虐待評価及び進行管理のあり方として適切ではなかったと言わざるを得ない。進行管理機関を市児相に変更し、関係機関と改めて支援方針及び支援方法の見直しについて検討すべきであった。

⑤ きょうだいの体重関連情報が入った事件発生前の夏休み前後（令和3年6月～9月）

令和3年1学期に「きょうだいが食事を食べていないことがある」という情報が入り、地こ相は家庭訪問を行っているが、通告先を秘匿する必要があることから母親と立ち入った話はできていなかった。また、夏休み明けに

「きょうだいの体重が減少」という情報が地こ相に入り、地こ相は情報として市児相に伝えていたが、その後、体重増加の情報が入り、市児相又は地こ相による直接的な確認は行われなかった。

本児については、夏休み期間中以外も新型コロナウイルスによる緊急事態宣言中は所属園を欠席しており、所属機関による見守りが困難な状況があった。しかし、そのような状況に対して有効な手段は検討されていなかったことは、これまでと同様であった。

きょうだいについての心配な情報を含めて、さらに情報収集を行い、家庭の状況についてアセスメントを行うことが必要だった。心配な情報をキャッチした時、逆に情報が全く入って来ない時には随時調査が行える体制が必要だった。

⑥ 家庭訪問の際に本児やきょうだいの現認ができなかったとき（令和3年8月）

市児相は家庭訪問による安全確認の際に、本児らを現認できなかったにもかかわらず、⑤と同様にその後の面接等の実現に向けた具体的な手立てを講じていなかった。

一時保護をきっかけとして、保護者が虐待による影響を隠すために関係機関との面談等を避け、潜在化や孤立が進む場合もある。安全確認が行えない場合や、親が面接や支援を拒む場合は、そのこと自体をリスク要因と認識し、子どもの安全確認の頻度や方法、安全確認ができない場合を想定した段階的な介入プラン等、リスクアセスメントと支援方針の見直しが必要であった。

(2) 小 括

以上のように、各場面において市児相及び地こ相は、虐待通告や本児の家庭状況に変化があった際は、その都度、対応に努めていた。

しかし、各場面における対応について事実調査をしていくと、「必要な情報を取得した上で適切なアセスメントを行う」ということが必ずしもできていなかったことが明らかとなった。重大な危険を伴う事案という評価がなされていなかったために、そもそも一時保護を超えて親子分離をするべきという発想がなく、支援方法についても不十分な状態のままで継続していたと考えられる。

母親に対しては「支援が必要」という認識はあり、継続的な支援ができるように関係構築をすることが重要であったが、母親が拒否的な態度をとるよう

になり、それに対して適切な対応が講じられなかった。

交際男性に対しては、「保護者」と評価するだけの情報が不足しており、それ故にアプローチも消極的になっていたようであった。

このように情報が不足した原因としては、市児相職員が抱えている件数が多すぎて個別事案に対処できる時間と人員が限られているという体制上の問題と、そもそも市児相の調査能力に限界があり関係機関からの情報提供が必要であったのにその連携が不十分であったという連携の問題が指摘された。

また、アセスメントの是非については職員の育成の問題のみならず、専門的知識を有する職員の配置や外部専門家の意見を取り入れるべきという指摘があった。情報が錯綜していたり、断片的な情報しか得られていない状況であっても、想定される最悪の事態を考慮して対応する必要があるがあった。

他方、母親に対する支援の問題としては、母親が拒否的になり孤立することがないように、つながりを保ち続けられるよう関係機関と連携していくべきであったこと、及び母親が拒否的になった時点で支援方針を再検討すべきであったことが指摘された。

さらに、交際男性が保護者と評価されない場合には市児相等は直接の指導支援をすることが困難になるが、その場合でも「保護者でない第三者による加害」として危険性を認識しアセスメントに反映すべきであったという指摘があった。

以上のような課題の根幹には、市児相と地こ相の体制の問題や関係機関との連携の問題があると考えられた。したがって、再発防止に向けた提言に必要とされる構造的な問題についても検討を行った。

2 児童虐待に対応する市の組織及び人員、関係機関との連携

本事例の様々な場面における市児相及び地こ相の対応について事実調査を行い、課題となる点を指摘してきたが、なぜそのような対応となってしまったのかを突き詰めていくと、虐待対応機関が慢性的に抱えている人員体制と人材確保という根本的な課題に行き着かざるを得ない。

市条例では、第17条、第18条及び第19条において、市が市児相及び地こ相の体制整備並びに人材確保に努めなければならないと規定しているところであり、虐待による児童の死亡という最悪の事態が発生したことを踏まえて、岡山市行政の最優先課題として取り組む必要があることを強調しておきたい。

岡山市では、平成16年児童福祉法改正を受けた児童相談所と市町村の役割分担について、平成21年4月の政令指定都市移行と同時に、市児相と市町村機能を担う6か所の地こ相という組織体制を整備し対応してきた。

しかしながら、両機関や保健センターも関わる中での本事例の発生を受けて、改めて岡山市における虐待対応の組織体制、人員配置及び人材育成の課題について再検討する必要がある。

あわせて、市児相と地こ相間の連携及びそれぞれの組織運営のあり方並びに関係機関との連携体制や仕組みの整備の課題を指摘しておく。

(1) 市児相

市児相の職員体制は、国の配置基準の見直しにより令和4年4月に児童福祉司が1名増員、児童心理司が1名増員となっている。国の配置基準上の人員配置は充たしているが、市全体の社会福祉職採用職員数が限られているため、配置できない場合は異動により事務職を充てている。

また、虐待初期対応担当者や施設措置業務担当者、管理職を除くと、本事例のような要保護児童等の継続的支援を担う児童福祉司は実質14名と少ない。本事例発生当時はさらに少なく12名で対応にあたっていた。

近年の市児相の児童虐待相談対応件数は微増ではあるものの、年度をまたいで継続支援する件数は累積し、各児童福祉司は多くのケースを抱えている状況にあった。

さらに、市児相は子どもに関する総合的な相談所としての機能も担うため、障害相談や市教育委員会（以下「市教委」という。）からの特別支援教育に係る判定依頼にも対応しており組織全体の業務負担が過重な状況であった。このため、虐待リスクの感度が麻痺し、リスクを軽く見積もるバイアスが働きやすくなるなど、職員の精神的な負担も加わり組織全体として機能が弱まっていたといえる。

児童福祉司の人材育成については、任用前と任用後の机上研修だけでなく、指導教育担当児童福祉司によるOJTでの訓練・指導が不可欠である。しかしながら、児童福祉司スーパーバイザーは、国の配置基準の人数は充たしているものの、児童福祉司の一人としてより重篤な事例やケース数の多い地域を担当し非常に多忙であり、経験の浅い児童福祉司が必要なタイミングで相談できる体制にない状況が続いている。

また、一時保護所は緊迫した状況の家庭から離れ安全安心を確保する重要な場であるが、厳しい家庭環境下にあった子どもたちは、他者に攻撃的であったり、過度な甘え、不眠、過覚醒などトラウマ症状が見られるなど、対応する職員には高い専門性が求められる。

しかしながら、市児相では一時保護所の職員体制として、専門職の初任者訓練の位置づけもあり新任職員が配置され、相談部門以上に経験年数の少な

い職員が多く、日々神経をすり減らしながらローテーション勤務に追われている実態がある。

なお、会議の中で委員からは「他部局の職員と強力に連携するには、市児相所長にどんな職制を置けば前進するのか」といった意見や「IT化するに当たっては経済性を重視するのではなく、有用性からシステムを選択すべきだ」といった意見があった。

市児相の人員増員とともに、庁内関係課と業務分担の見直しを行う必要がある。また、ICTの推進による業務改善を図り、過重な業務負担を軽減することが必要である。

さらに、経験の浅い職員が必要なタイミングでの確かな助言・指導を受けられるようスーパービジョン業務に特化した職員を配置し、質の高い支援が提供できる人材を育成していく体制が必要である。

児相職員は常に子どもの安全を守る責任の重圧の下、虐待により子どもが傷つく状況に日々晒され続けるため、大きなストレスを抱えている可能性がある。職員のためのカウンセリング体制や希望職員には異動サイクルを見直す等精神的ケアを行い、組織全体の強化につなげる必要がある。

(2) 地こ相

市児相が専門的機関である児童相談所としての役割をより果たせるように、地こ相との間でケースの役割分担を整理することが提案されたが、その前提として地こ相の体制整備も考えなければならない。

地こ相の職員体制は、令和4年4月に岡山市における「子ども家庭総合支援拠点」として位置づけられ、同拠点に関する国の定める最低配置人員数は充たしているが、正規職員は、5名のところが1か所あるものの、他は2名または3名であり、家庭女性相談員や子ども相談主事等の非常勤職員が多く配置されている。要対協の進行管理登録ケースは年々増加しており、実情に応じた職員配置が求められる。

人材面でも、正規職員のうち、児童福祉司採用あるいは社会福祉職採用の専門職採用者が複数配置されたところはなく、専門職採用者がいないところがある。

地こ相は、要対協の調整機関として様々な関係機関間のコーディネート機能が求められ、要対協調整担当職員については法定研修の受講が義務付けられている。しかしながら、異動で配属された事務職が法定義務研修を受講したり児童福祉司任用資格を通信教育で取得したりしても一定期間で異動してしまい、組織としての経験の積み重ねが困難な状況が続いている。

市児相同様に専門職の配置が必要であり、特に、地こ相の係長職については、スーパービジョン業務と組織の統括的な役割を担える経験豊富な職員が求められる。

(3) 対応ケースへの支援（進行管理、検討プロセス、タイミング等）

① 進行管理機関の役割

進行管理機関は、要対協登録ケースの進捗状況や支援の適否、問題点、課題等について、責任をもって把握、分析、調整等（ケースマネジメント）を行うこととなっている。

岡山市では、重篤な虐待ケースは市児相が担当することが基本ではあるが、ケースの支援レベルだけでなく、保護者との関係性等も考慮し、両機関で協議し進行管理機関を決めている。

本事例は市児相と地こ相との共有ケースであり、進行管理機関は地こ相であった。経過のなかで本児の一時保護や母親の地こ相の関わり拒否もあったが、進行管理機関の見直しは行われず、事件発生時まで地こ相のままであった。本事例の経過を踏まえれば、Ⅲ 1 (1)で触れたとおり、進行管理機関の見直しを検討する機会はある、進行管理機関を市児相に変更すべきであった。

このことから、市児相及び地こ相の間では、それぞれの動きについては一定程度情報共有されていたものの、本事例に対する支援方針と各機関の役割分担及びその進捗状況を把握し状況に応じて支援の見直しを提案するという進行管理機関の役割が両機関の職員に十分に認識されていなかったと言わざるを得ない。

また、情報共有の課題にも共通するが、本事例においては、共有ケースと言いつつも、支援方針及び支援方法の共有が不十分で各機関が別個に動いていた感がある。特に市内転居後はその傾向が強くうかがわれた。

地こ相を進行管理機関とした判断の問題、地こ相が進行管理機関でありながら十分に役割を果たしていなかった問題があり、進行管理機関の役割が十分認識されておらず、両機関の共有ケースにおける組織的なケースの進行管理のあり方が問われる。

② 組織的対応の確保

本事例では、当初のネグレクト傾向のある家庭への支援から交際男性による暴力疑いが加わり、病歴やDVの有無等母親自身の課題も含めて、複合的な要因に対する評価と対応が求められたケースであった。そのため、本

例の虐待種別及び程度は登録上、母親による「ネグレクト・支援レベル2」という虐待評価としていたが、単にその評価の是非だけではなく、どのようなリスクやニーズがあると評価しどのような支援方針と具体的な支援方法を計画していたのかがより重要となる。

その観点から市児相の支援経過について調査すると、墓地事案による一時保護解除時の市児相内の検討で、その後の支援方針として、家庭訪問や電話による家庭環境のモニタリング及び改善指導、通所による本児への心理的ケア及び母親への本児の行動問題への対応の助言、交際男性との面接及び電話連絡、所属での見守り、必要に応じたきょうだい面接等を計画していたが、通所、家庭訪問及び面接の頻度までは定めておらず、それらが実施できなくなった場合の対応までは決めていなかった。現実には交際男性には電話はできたものの解除後の面接は実施できていなかった。

想定されるリスクに対する支援方法を挙げながら、計画が実施できなかった場合にどうするかを決めておらず、計画の実施状況の進行管理も行われていなかったため、その後の支援が担当者個人の判断に委ねられる状況になっていたと言わざるを得ない。

また、市内転居時には、地こ相ではケース移管による組織的再評価が行われたが、市児相では地区担当の変更にとどまり、担当者間の引継ぎに委ねられたことになる。

全登録ケースが3か月ごとに要対協実務者会議に諮られる地こ相に対し、市児相では最低年1回の虐待評価は実施されているが、ケースの進行管理が担当児童福祉司個人に委ねられるところが大きい実態がある。

重篤なケースを取り扱う児童相談所であるからこそ、ケース支援の進捗状況を随時把握しつつ担当者に適切な助言がなされるような組織的なケースの進行管理体制が求められる。

(4) 市の内部及び外部の関係機関との情報共有と連携

本事例では、市の虐待対応機関や相談支援機関、児童の所属機関、警察及び医療機関など多くの機関が関わりを持ちながら、結果として本児の死亡という最悪の事態を防ぐことができなかった。

本事例における関係機関間でのやり取りを調査するなかで、虐待リスクを評価する上で重要な情報が適切に共有されなかったことが、岡山市における虐待対応の中核機関である市児相及び地こ相の様々な場面での判断や支援方針の決定に影響を与えたと思われ、情報共有及び連携のあり方についての課題が指摘された。

① 市の機関間の連携

ア 情報管理システムについて

岡山市では、要保護児童等の情報管理ツールとして「児童相談システム」(以下「児相システム」という。)を導入しており、市児相及び地こ相のほか、地こ相の主管課であるこども福祉課、保健センターが所属する健康づくり課及び小中学校等を所管する市教委指導課(以下「指導課」という。)に児相システムの端末機を設置し、登録された要保護児童等の基本情報(児童名、生年月日、相談種別、受付日、終了日及び虐待者の続柄等)を共有できるようになっている。詳細な支援経過記録の閲覧は、入力する市児相または地こ相の各担当機関のみ可能となっている。また、虐待対応において市児相及び地こ相と日常的に連携している保健センターや、一部の未就学児童の所属である保育園等を所管する担当課には端末機が設置されていない。

このため、日々の情報共有は、その他の市関係部署及び医療機関等外部関係機関同様に電話や対面での情報伝達により行われている。

本事例においても、関係機関間で随時、情報共有が行われてはいたが、例えば他自治体の福祉サービス受給記録にあった保護者の生活歴などアセスメントにおいて重要な情報が伝わっていなかったということが明らかとなった。

多忙な日常業務の中で虐待対応機関間における緊密な情報共有を図るためには、組織を超えたICTを活用した情報管理システムや情報を適切に受け止めることができる人材活用を含めた体制の構築などについて検討する必要がある。

また、システムの活用により、事務作業の効率化を図ることも視野に入れて検討していく必要がある。

イ 要対協について

また、情報共有の場として、毎月1回開催される各福祉地区の要対協の実務者会議があり、要対協の調整機関である地こ相、福祉事務所、市児相、保健センター、こども福祉課及び指導課が参加し、要対協登録ケースの3か月ごとの動きを紙資料で共有しケースの進行管理を行うこととしている。死亡事件発生の直前に開催された実務者会議には本事例が挙がっていたが、約100ケースのうちの一つに過ぎず時間をかけた協議は行われていなかった。

実務者会議の現状について、事務局である地こ相からの報告会となっ

ており情報共有と進行管理及び再評価の場として有効に機能していないのではないかという要対協主管課の意見もあった。

関係課による個別ケース検討会議を含めた要対協の仕組みのさらなる有効活用が求められる。

ウ 福祉事務所との情報共有について

なお、実務者会議への福祉事務所の出席は、地こ相が所属する福祉事務所長が各福祉地区要対協の会長職を担っていることから管理職としての参加であり、福祉事務所の各種サービス担当との情報共有が行われているものではない。しかし、要保護児童等の家庭は公的給付受給世帯やひとり親世帯等であることも少なくないことから、地こ相では同じ福祉事務所所属である公的給付担当職員及びその他福祉サービス担当職員と日常的に顔を合わせるなかで情報共有している実態がある。

電話連絡や会議などによる情報の共有からICTなどを活用し、担当者だけでなく関係者に情報共有できる仕組みが求められる。

② 医療機関との連携

児童または保護者が医療機関にかかっている場合、その医療機関は継続的な支援の担い手であり、かつ、児相等とのつながりを保持する意味でも重要な役割を果たす。

本事例では、地こ相及び保健センターによる岡山市転入後の支援の中で、母親及び児童の医療受診に際して医療機関の紹介を行っているが、紹介先の医療機関に対して、「情報提供が必要」と判断するに至る情報が不足していたことから、虐待に関する情報までは提供していなかった。一方で医療機関は転入前の医療機関から保護者の病歴情報等を入手していたが、市の相談支援機関から虐待ケースとしての支援依頼を受けていなかったため、その情報は市の相談支援機関に伝えられないまま医療機関の受診も中断してしまったという事実が明らかになった。

本事例に関する調査において、母親が受診していた医療機関から、「虐待リスクのあるケースとは聞いていなかった。もしもそのような情報を事前に得られていたら、医師・コメディカル・看護師による支援チームで対応が可能であった」という声が上がった。それが実現していた場合、上記の支援チームが母親の悩みに寄り添う対応をすることで、継続的な支援が実現できていた可能性もあり、母親から交際男性が本児やきょうだいに暴力を振るっている等の情報が得られ虐待通告につながった可能性もあった。

現状では、市児相及び地こ相は、必要に応じて虐待調査として医療機関からの情報収集を行うとともに、ケースの状況に応じて市が保有する情報を伝え支援依頼を行っているとのことであった。

本事例を受けて、情報提供し支援依頼を行うケースの組織的決定について具体例の例示等により明確化するとともに、積極的な情報共有を念頭におく必要がある。また、お互いに連絡がつきにくいという現場の実情から、市の虐待対応機関において、医療機関の地域連携室のような連携のための体制づくりについて検討する必要がある。

③ 警察との連携

岡山市では、市児相と県警察本部との間で児童虐待に係る情報共有協定を締結し、登録ケースについて定期的な情報共有を行うとともに、市児相に配置した警察OB職員等を通して日常的に警察との連携に努めている。

本事例では、本児の迷子事案及び墓地事案において警察から通告を受けて対応し、その後も協定に基づく警察共有ケースとして定期的な情報共有を行っていた。

Ⅲ 1 (1)③で指摘したように、墓地事案に際しては、警察署からの情報に危険性を指摘するものもあったが、市児相において直ちに重大な危険性があると判断できる状況ではなかった。

一方、警察は、事案に際して、母親及び交際男性から事情聴取をしたということだが、刑事事件化には至らなかった。

本検証委員会からも、墓地事案について警察による事件化ができなかったのかという疑問が出されたが、警察としては、一般論として事件化は具体的な事実に基づき総合的、組織的に判断するものであるとし、仮に事件化に至らない場合でも、警察の危険性、切迫性についての判断は児童相談所に伝えるようにしているとの回答であった。

このように、警察は子ども全員を一時保護すべきとの要請を行うなど、母親及び交際男性の行為について危険性を感じていたという形跡はあるが、結果的に警察が事件化に至らなかったという事実が、市児相のリスクアセスメントに影響を与えた可能性があると思われた。

市児相と警察との連携においては、事件化の有無だけでなく、お互いの危険がしっかり伝わるような顔が見える関係の構築が求められ、そうした連携が可能となるように、効果的な合同研修等を実施するとともに、市児相への警察職員の配置方法についても検討する必要がある。

④ 保育園、幼稚園、小中学校等児童の所属機関との連携

児童の所属機関は児童虐待の早期発見とともにその後の虐待支援においても児童や家庭の変化をいち早く把握し虐待対応機関につなげる役割を担っている。

本事例においても、所属機関は児童や家庭への直接支援を行うとともに、市の虐待対応機関に対し適宜情報提供を行っていた。しかしながら、死亡事件発生を受けての主管課による所属機関へのヒアリングでは見守り依頼時に本家庭のリスクが十分伝わっていなかったとも思われる内容の報告もあった。

市児相や地こ相が本家庭におけるリスクについて所属機関に対し的確に伝え見守りや支援のポイントを明確にした依頼ができていたかという点が課題があったと思われる。

⑤ 地域との連携

行政の関わりを拒否し家庭内の様子が見えにくくなっているケースにおいては、対象家庭が生活している地域の目による実態の把握が検討される必要がある。

実際、本事例では、市内転居前には近隣住民から本家庭を心配する声が市の虐待対応機関に直接届けられていたが、転居後に関わりを拒否され家庭の様子が見えにくくなった以降も虐待対応機関から民生委員・児童委員への見守り依頼を行ってはいなかったという事実が明らかとなった。

地域の民生委員・児童委員や愛育委員は要対協の構成団体であり、守秘義務の中で見守りを依頼することが可能である。

虐待対応機関や相談支援機関の関わりを拒否し家庭内の様子が見えにくくなっているケースにおいては、積極的に民生委員・児童委員等の見守り依頼の活用を検討する必要がある。また、学習支援など様々な子ども家庭支援に取り組んでいるNPO法人や子ども食堂等子どもの居場所づくりの実施団体が子どもや家庭に身近な地域での活動を展開しており、そうした団体とも協力関係の構築に努めていくことが求められる。

⑥ 他の自治体からの情報収集

他自治体からの転入時には、虐待ケース等として支援中の場合は、転出先の自治体にケース移管又は情報提供により引継ぎを行うこととされているが、転出時に終結しているケースについての情報提供は行われず、転出先の自治体は通告等を受けた時点で必要に応じて転入前の自治体に対して情報

提供依頼を行っている実態がある。

本事例においては、転入前の自治体において児童相談所及び市児童家庭相談部門ともに支援経過があったが、終結していたことから転出に伴う情報提供はなかった。

一方、福祉事務所所管の福祉サービス担当においては転入前自治体の関係記録を入手し、地こ相は所内連携により情報提供を受けていた。

その記録には、母親の幼少期からの生活歴など虐待リスクをアセスメントする上で重要な情報があったことは先に触れたところである。この情報が市児相に伝わっていなかったことが明らかになった。

虐待支援において、特にネグレクトの場合は、しっかりしたサポートにより状況が改善することはあるかもしれないが、基本的には継続するものだと考えられる。令和3年9月1日から運用された要保護児童等情報共有システムでは、既に終結している児童記録票のシステムへの登録の必要性は各自治体の判断に任されており、支援継続中かどうかに関わらず虐待危惧を含めた自治体間の情報共有のあり方について国において整理されることが必要と考える。

IV 再発防止に向けた提言

事実関係を検証していく中で浮かび上がった問題点や課題を踏まえ、今回のような事例の再発を防止するため、以下のとおり提言する。

市においては、提言内容について速やかな実施に努め、対応状況を公表することを求める。

1 組織・人員体制の見直し、職員の資質向上、スーパーバイザーの配置、多様な職種の活用方法

人員の増員は当然であるが、それだけでは抜本的解決にならない。個々の職員に限られた時間の中で難しい判断を強いられないように、支援するシステムの構築が必須である。

そのために、人員と予算を割くことを求める。

(1) 市児相

- ・ 児童福祉司一人当たりの担当ケース数に上限を設定すること。直ちに設定することが困難な場合は、暫定的な上限を設定し、内部検証を経て上限の設定を目指すこと。
- ・ 直接ケースを担当せず個々の児童福祉司に助言を与えるスーパーバイザーを配置すること。直ちに候補者がいない場合は、候補者の育成、募集を行うこと。
- ・ 直接ケースを担当しないスーパーバイザーを配置することが困難な場合は、担当するケース数を一般の児童福祉司より少ないケース数とすること。
- ・ 定期的に外部有識者から助言を受けることができる体制を整備すること。
- ・ いかなる時も躊躇なく一時保護ができる体制を整備すること。

児童福祉司の一人当たりの担当ケース数の上限の設定が必要である。なお、この児童福祉司には、一時保護所の児童福祉司、措置業務担当の児童福祉司、虐待初期対応担当の児童福祉司及び児童福祉司スーパーバイザーを含まないとするべきである。

また、庁内の関係課と調整し、市児相に集中している判定業務に係る役割を見直す必要がある。特に、学校教職員OBが配置されている地こ相に比べ、市児相は市教委との連携が希薄となりがちである。よって、市教委と市児相の人事交流を実施するなど、市教委・地こ相・市児相間の有機的な連携を可能とし、市児相に集中している育成相談や障害相談の対応の拡充を図る必要が

ある。

さらに、ケース担当者だけが抱え込むのではなく、スーパーバイザーの下で、常に必要な助言・指導を受けながら的確にケースに対応するため、児童福祉司及び児童心理司のスーパーバイザーを、エリアごとに複数配置する必要がある。なお、スーパーバイザーはスーパービジョン業務と進行管理のみを担い、組織的な進行管理を行うことが必要である。

一時保護や親子分離などの重要な決断の際の市児相職員の心理的負担を軽減するため、客観的で整合性のある判断が可能となるようチェックリストの充実やA Iの導入に向けて、先進都市の取り組みを早急に調査することが必要である。

ただし、本事例のように特異なケースもあるため、チェックリストやA Iに頼るだけでなく、列挙事由に該当しない要素があるケースにおいては個々の判断でなく、積極的に児童相談所の非常勤弁護士や精神科医、外部の公認心理師や精神保健福祉士等から専門的知見に基づく助言を受ける仕組みが必要である。特に、非常勤弁護士については、援助方針会議へ参加してもらい、定期的に助言を受ける場を確保すべきである。

さらに、一時保護所については、子どもの権利擁護のため、そして異なる背景をもった子ども一人一人に応じた環境づくりのため、個室化を進める必要がある。また、子どもの安全に不安が生じたときに、躊躇なく一時保護を実施できるように、宿日直業務を専門の外部機関へ委託するとともに、夜間帯に正規職員と共に対応する非正規職員の拡充を含めた受入体制の整備を図ることが必要である。なお、令和4年6月に発出された改正児童福祉法によると、一時保護所の設備・運営基準を条例で策定し、環境改善を図ることとされている。したがって、ケアの困難度の高い子どもへの手厚い対応が必要とされる一時保護所の特性を踏まえ、従来の基準に縛られない新たな岡山市独自の設備・運営基準の策定に向けた検討を始める必要がある。

併せて、一時保護所の利用が困難な場合には市立児童養護施設善隣館をはじめ児童養護施設等への一時保護委託が実施できるなどの対策を講じておくことが必要である。

(2) 地こ相

- ・ 早急に国の定める最低配置人員を正規職員で満たすこと。
- ・ ハイリスクケース（虐待とまでは言えないが支援が必要なケース）を含め、市児相との役割分担を踏まえた適正な職員一人当たりの担当ケース数を検討すること。

- ・各地こ相に全体統括も担うスーパーバイザー（児相経験者及び候補者の育成を含む）を配置するとともにスーパーバイザーの担当ケース数については、その業務量を考慮し、一般職員よりも少なくすること。
- ・全地こ相に児童福祉司または社会福祉職採用の職員を配置するとともに、精神保健福祉士等の専門職の配置も考慮すること。
- ・定期的に外部有識者からの助言を受けることができる体制を整備すること。

地こ相においては、対応ケースの約半数がハイリスクケースであり、虐待予防・早期発見を目的に、虐待に移行させないための支援も行っている。そのため、予防的視点と虐待悪化防止の視点をもって関わる必要があり、継続的な支援が求められる。

ケース支援においては、タイミングを逃さない介入や支援方針の決定、状況に応じた支援方針の修正、関係機関等のコーディネートなど判断が必要とされる場面が多く、かつ専門的知識も必要となる。しかし、そういった判断を担当職員個人に任せがちで体制であり、また職員一人が抱えるケース数も多く、丁寧な支援ができているとは言いがたい現状があり、全地こ相への専門職の配置やスーパービジョン業務と全体統括を担える職員を配置すべきである。加えて、まずは子ども家庭総合支援拠点としての国の最低配置人員基準を満たすため行った人員配置が、非正規職員も合わせての配置となっている状況の改善を早急に行い、地域の相談件数の実情に見合った職員体制の整備を行う必要がある。

2 状況に応じた適切なアセスメントを行う体制

- ・組織的なアセスメントを行う体制を整備すること。
- ・進行管理体制の改善とともに支援方針等の見直しのルール化を行うこと。

市児相及び地こ相ともに、経験年数が少ない職員が多く、一人の担当者が抱えるケース数が多くなっている状況下では、組織的なケースの進行管理体制が必須である。

両機関ともに、虐待通告を受理し調査を実施し虐待評価、支援方針及び支援方法の決定までは組織的な実施が担保されているが、その後の支援の実施状況の進行管理において、特に市児相においては担当児童福祉司に委ねられる面が大きい仕組みとなっている。

重篤なケースを取り扱う児童相談所であるからこそ、ケース支援の進捗状況をスーパーバイザーが随時把握しつつ担当者に適切な助言がなされるような組織的なケースの進行管理体制が求められる。

また、転居時には家庭状況の変化があったり、一時保護時には新たな情報が得

られることが多いことから、アセスメントを見直す機会となり得る。

特に関係機関との共有ケースにおいては、こうした機会に、個別ケース検討会議の活用などによって、改めてアセスメントを共有し支援方針及び支援方法の再検討を行うことをルールとして徹底する必要がある。

3 状況を把握し、適切な支援を行うための関係機関による情報共有及び連携のあり方

関係機関間における緊密な情報共有を図るためには、組織を超えたICTを活用した情報管理システムや必要な情報を適切に受け止めることができる人材活用を含めた体制の構築などについて検討する必要がある。

(1) 市児相と地こ相の役割分担

- ・役割分担の基準、進行管理機関の見直しをすべき場合を明確化すること。

市児相及び地こ相間においてケース担当の適切な役割分担ができる仕組みを構築する。そのため、早急に市児相と地こ相の間で協議し、ケース共有の必要性も含めた基本的な役割分担のあり方を明確にするとともに、その前提となる共通アセスメントツールの作成等を今年度中に行うべきである。また、その仕組みが継続的に機能できるようなルール化も合わせて行っていく必要がある。

(2) 児相システムにおける情報共有の強化

- ・児相システムによる情報共有が可能な関係機関を拡大すること。

現行児相システムにおいて主要機関における必要なケース支援記録の共有を実現する。具体的には、市児相と地こ相の共有ケースにおいて、お互いのケース支援記録にアクセスできるようにするなど、情報共有の強化を図るとともに、保健センターや保育等を所管する担当課等の市内部機関とも必要な情報共有ができるよう児相システムの活用を検討すべきである。

(3) 要対協の有効活用

- ・児相システムの改善等により短時間で問題点や状況の変化等が把握できるようにすること。

実務者会議で活発な意見交換がなされ、適確な再評価へつながるよう事前に参加者が資料を確認できたり、協議内容が各機関へしっかりとフィードバックされるよう児相システム等の活用を直ちに協議すべきである。

(4) 外部機関との情報連携

- ・ 外部機関との情報共有を目指すこと。その実現のために技術的な問題、守秘義務等法的問題等をクリアすべく研究に着手すること。
- ・ 市児相に外部との情報連携に特化した部署の設置ないしは人員の配置を行うこと。

I C Tを活用した医療機関等外部機関との情報共有は将来的な課題としても、虐待対応機関が情報提供及び支援依頼を行うケースの組織的決定の方法について明確化するとともに、市において医療機関の地域連携室のような連携のための体制づくりについて検討すべきである。

(5) 警察との顔の見える関係づくり

- ・ 個別事案における協議や情報交換が柔軟にできるように、日頃から合同研修や人事交流を行っていくことを目指して警察と協議を行うこと。

市児相と警察との連携においては、お互いの危惧がしっかり伝わるような顔が見える関係の構築が求められ、そうした連携が可能となるように、効果的な合同研修等を実施するとともに、市児相への警察職員の配置方法についても検討すべきである。

(6) 児童の所属機関への的確な見守り等支援依頼の実施

- ・ 学校等の児童所属機関に対し、見守りのポイントを明確に伝えることや、書式の統一化を図るなどして情報が共有されやすいように改善すること。

市児相や地こ相が児童の所属機関（保育園、幼稚園、小中高校等）に見守り等の支援依頼を行う際には、家庭におけるリスクについての的確に伝える必要がある。

見守りや支援のポイントを明確にした依頼を行うため、所属機関への依頼の際に、共有できる資料を活用するなど工夫を行うべきである。

さらに、本事例のような複雑な要因を抱えた困難事例においては、包括的で手厚い支援依頼が必要となる。したがって、市児相は、被虐待児童の多くの所属である小中学校を所管する市教委と人事交流を行い、迅速かつ直接の情報交換や協議による支援依頼が可能となる体制を構築する必要がある。また、非行や不登校の背景に児童虐待が隠れていることもあり、こうした学校だけではアプローチが困難な事例に対しても、人事交流により配置された職員が重層的な支援の調整役を担うことが期待される。

加えて、地こ相を拠点に公立小中学校に巡回勤務する子ども相談主事の活用についても、市教委と検討していく必要がある。

(7) 地域との連携

・地域で見守りを行う人材や団体との協力関係を強化・構築すること。

地域の民生委員・児童委員や愛育委員は要対協の構成団体であるとともに、守秘義務の中で見守りを依頼することが可能なことから、相談支援機関の関わりを拒否し家庭内の様子が見えにくくなっているケースにおいては、積極的に民生委員・児童委員等の見守り依頼の活用を検討する必要がある。

そのために、地域の民生委員・主任児童委員の定例会等へ参加し、見守りについての依頼を行うとともに、具体的な対応方法等について事例などを用いて紹介するなど、スムーズな連携が取れる関係づくりに向けての取り組みが必要である。

また、子どもや家庭に身近な地域で様々な子ども家庭支援に取り組むNPO法人や子ども食堂等子どもの居場所づくりの実施団体等とも情報提供や見守りのための協力関係を強化していくべきである。

4 国への提言並びに社会全体で取り組むべきこと

(1) 虐待の相談・支援等に対応する職員の配置基準の見直し

・児相及び市町村の虐待対応職員の負担を減らし、個々の虐待対応を強化できる政策を実現すること。

児童相談所及び市町村の虐待対応部署（子ども家庭総合支援拠点等）における業務負担が過度になっていることは全国的な共通課題である。

海外の状況も参考としながら、一人の職員（児童福祉司等）の抱えるケースの上限数を具体的に明確に設定するなど、児童相談所職員の配置基準の見直しを早急をお願いしたい。

また、虐待予防としてハイリスクケースを多く対応する市町村虐待対応部署においても、一人の職員が抱えるケース数の上限について明示していただきたい。

(2) スーパーバイザーの配置基準の設定

・児相及び市町村の虐待対応部署におけるスーパーバイザーの設置を制度化すること。

虐待に対応する職員一人一人がリスクを見逃さず適切な対応を行うため、また、その心理的負担を軽減するためにも、身近に助言・指導できる経験豊かな職員がいることが必要である。上記の職員の配置基準とは別に、一定数の職員に一人スーパービジョン業務のみに特化した職員を置く基準を設ける

ことをお願いしたい。

(3) 警察との積極的な連携

・警察との積極的な連携により児相の権能を補完できる体制を整備すること。

保護者の児童に対する身体への加害行為などの虐待を把握した場合には、早期に児童相談所及び市区町村が警察と情報共有又は援助要請を行うなど、積極的に連携を図ることで、その後の虐待の抑止効果が期待される。

また、児相による事実調査には限界があるところ、警察と連携を図ることで虐待の実態が発見されることも期待される。

そのため、国全体として、より積極的な連携を図るよう働きかけをお願いしたい。

(4) 児童相談所及びこども家庭センターにおけるICT化の推進

・児相業務のICT化実現のために国が先導的な役割を果たすこと。

一時保護や親子分離などの重要な決断の際の児童相談所職員の心理的負担の軽減及び適切な判断をするため、AI等を活用した事案の緊急性を判断する仕組みの開発を早急に進めていただきたい。

また、その開発においては、児童相談所と関係機関とのリスク共有にも有益なものを目指していただくとともに、自治体が要保護児童等情報共有システムを有効に活用できるよう整理が必要と考える。

さらに、児童相談所におけるICT活用による業務効率化や情報連携の迅速化・円滑化のために、全職員のモバイル端末の活用等、ICT化推進関連予算のより一層の充実をお願いしたい。

(5) 自治体間の情報共有のあり方の整理

・自治体間の情報共有の具体的なあり方について国が主導で整理すること。

令和3年9月1日から運用された要保護児童等情報共有システムでは、既に終結している児童記録票のシステムへの登録の必要性は各自治体の判断に任されている。ついては、支援継続中かどうかに関わらず虐待危惧を含めた自治体間の情報共有の具体的なあり方について、早急に国において整理されたい。

(6) 社会の意識の変容を促す動き

核家族化が進み、さらにひとり親家庭が増加しており、頼る親族等のいな

い家庭の孤立化が虐待の増加の背景にあると考えられる。人間関係の希薄化も指摘されており、近隣住民の顔や名前もわからない関係が増えているといわれている。

「子どもは社会全体で守り、育てる」という意識に立ち返り、地域住民や学校・病院のような関係機関、自治体等が、子育てを行っている家庭を見守り、声を掛けることが日常的に行われるような社会の意識の変容を促す動きが必要である。

〈参考資料〉

1 岡山市児童福祉審議会児童処遇専門分科会委員名簿

職名	氏名	所属
会長	中島 洋子	まな星クリニック院長
副会長	中原 隆志	中原隆志法律事務所弁護士
委員	日下 紀子	ノートルダム清心女子大学人間生活学部児童学科准教授
委員	東條 光彦	岡山大学大学院社会文化科学研究科教授
委員	直島 克樹	川崎医療福祉大学医療福祉学部医療福祉学科講師
臨時委員	来住 由樹	岡山県精神科医療センター院長

※ 今回の事例において行われた虐待の特殊性に鑑み岡山県精神科医療センター来住院長に臨時委員として事例の検証に加わっていただいた。

※ また、今回事例の検証にあたっては、法律家であり弁護士の中原副会長が座長として選出され会議の進行及び提言を取りまとめいただいた。

2 検証会議の開催経過

- | | | |
|-----|-----------|--|
| 第1回 | 令和4年2月18日 | (1) 検証の目的について
(2) 事例の概要について
(3) 今後の進め方について |
| 第2回 | 令和4年3月30日 | (1) 関係機関からのヒアリングについて
(2) 今後の進め方について |
| 第3回 | 令和4年4月28日 | (1) 関係機関からのヒアリングについて
(2) 問題点や課題の抽出について |
| 第4回 | 令和4年6月3日 | (1) 関係機関からのヒアリングについて |
| 第5回 | 令和4年7月29日 | (1) こども総合相談所及びこども福祉課等の内部検証の報告について
(2) 検証報告書骨子素案について |
| 第6回 | 令和4年8月31日 | (1) 検証報告書素案について |
| 第7回 | 令和4年10月6日 | (1) 検証報告書案について |

岡山市児童福祉審議会条例

平成 26 年 7 月 1 日
市 条 例 第 104 号

(設置)

第 1 条 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 8 条及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。)第 25 条の規定に基づく児童福祉及び幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関として、岡山市児童福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 児童福祉法第 8 条第 1 項から第 3 項までに規定する事項
- (2) 児童福祉法施行令(昭和 23 年政令第 74 号)第 29 条に規定する事項
- (3) 認定こども園法第 17 条第 3 項、第 21 条第 2 項及び第 22 条第 2 項に規定する事項
- (4) その他児童福祉に関する事項として市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時の委員(以下「臨時委員」という。)を置くことができる。

(委員)

第 4 条 審議会の委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 児童又は知的障害者の福祉に関する事業に従事する者
 - (2) 学識経験のある者
 - (3) その他市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。
- 4 委員及び臨時委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第 5 条 審議会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

- 3 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第6条 審議会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員及び臨時委員（当該会議の議事に係る臨時委員に限る。次項において同じ。）の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門分科会)

第7条 審議会に、専門的な事項を調査審議するため、次に掲げる専門分科会を置く。

(1) 児童処遇専門分科会

(2) 里親専門分科会

- 2 審議会は、前項に定めるもののほか、特に専門的な事項の調査審議を行う必要がある場合は、専門分科会を置くことができる。
- 3 専門分科会に属する委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
- 4 専門分科会に、専門分科会長を置き、委員長が指名する。
- 5 専門分科会長は、その専門分科会の事務を総理する。
- 6 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめ専門分科会長が指名する委員がその職務を代理する。
- 7 審議会は、専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。
- 8 前条の規定は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長又は専門分科会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第9条 審議会の会議は、公開とする。ただし、委員長が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。

- 2 専門分科会の会議は、非公開とする。

(その他)

第10条 この条例に定めるもののほか、議事運営に関して必要な事項は、審議会に諮って委員長が定める。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 3 号の規定は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 66 号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の前における第 1 条の規定の適用については、同条中「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第 25 条の規定」とあるのは「の規定」と、「及び幼保連携型認定こども園に関する」とあるのは「に関する」とする。

(準備行為)

- 3 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第 9 条の規定に基づいて同法の施行の前においても行うことができる行為に関する事項については、第 2 条第 3 号の規定の施行の前においても、この条例の規定の例により、審議会において調査審議を行うことができる。

(任期の特例)

- 4 この条例の施行の日以後、最初に委嘱される審議会の委員の任期は、第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日までとする。

岡山市における被虐待児童死亡事例検証報告書

令和4年10月発行

発行 岡山市児童福祉審議会児童処遇専門分科会
事務局
岡山市岡山っ子育成局子育て支援部こども企画総務課
〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号
TEL 086(803)1220 FAX 086(225)4441
E-mail kodomokikaku@city.okayama.lg.jp